

令和8年度黒磯水処理センター脱水污泥収集運搬資源化業務委託特記仕様書

(目的)

第1条 この仕様書は、那須塩原市（以下「委託者」という。）が発注する令和8年度黒磯水処理センター脱水污泥収集運搬資源化業務委託に適用するものであり、業務を受託した者（以下「受託者」という。）が業務を適正かつ円滑に実施するため必要な事項を定めるものである。

(業務の内容)

第2条 受託者は、黒磯水処理センター（以下「水処理センター」という。）において発生した脱水污泥を適切に収集運搬し、資源化施設で処分するものとする。

(脱水污泥の性状)

第3条 脱水污泥の性状は、次に示すとおりとする。

- (1) 産業廃棄物（污泥）である。
- (2) 特別管理産業廃棄物には、該当しない。
- (3) 荷姿は、バラである。
- (4) 含水率は、80%前後である。
- (5) 放射性物質濃度（放射性セシウムCs-134及びCs-137の和）について、令和3年11月以降は検出下限値（20Bq/kg）未満である。
- (6) その他含有成分は次の表のとおりである。

溶出試験（試料採取日 令和8年2月4日）

分析項目	分析結果	表示単位
アルキル水銀化合物	不検出 (0.0005未満)	mg/L
水銀又はその化合物	0.0005未満	mg/L
カドミウム又はその化合物	0.009未満	mg/L
鉛又はその化合物	0.03未満	mg/L
有機燐化合物	0.1未満	mg/L
六価クロム化合物	0.2未満	mg/L
砒素又はその化合物	0.03未満	mg/L
シアン化合物	0.1未満	mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.0005未満	mg/L
トリクロロエチレン	0.01未満	mg/L
テトラクロロエチレン	0.01未満	mg/L

肥料分析（試料採取日 令和8年2月4日）

分析項目	分析結果	表示単位
砒素	4.7	mg/kg
カドミウム	0.6	mg/kg

水銀	0.25	mg/kg
ニッケル	15	mg/kg
全クロム	15	mg/kg
鉛	7	mg/kg
セレン	1.5	mg/kg
銅全量	200	mg/kg
亜鉛全量	480	mg/kg

(委託予定数量)

第4条 履行期間の委託予定数量は、850tである（あくまで予定数量であり、委託数量を保証するものでない。）。

(受渡場所)

第5条 受渡場所は、黒磯水処理センターとする。

(収集運搬時の留意事項)

第6条 収集運搬車両は、原則、10t車を使用するものとする。

2 水処理センター内の収集運搬車両の走行は徐行運転とし、構造物等を損傷しないよう、十分注意を払うものとする。

(資源化施設)

第7条 資源化施設（処分先）の所在地区について制限は設けない。ただし、施設が栃木県外に所在する場合、当該施設を管轄する自治体が定める搬入ルールを確認し、排出事業者（那須塩原市）との事前協議等を必要とせず、受託者のみの手続きにより確実な処分が見込めることを条件とする。

(処分時の留意事項)

第8条 受託者が処分する脱水汚泥は、全て資源化し、肥料又は燃料、もしくは建築資材（路盤材、セメント等）いずれかの原料として利用すること。2種類以上の資源とした場合は、毎月の業務完了報告時に資源化した種目と数量を併せて報告すること。委託料はいずれの原料とした場合でも同額とする。

(関係法令等の遵守)

第9条 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関連法令等を遵守し、業務の円滑な進行を図り、誠実かつ完全な履行をするとともに、これらの法令等の適用運用は受託者の責任と負担において行うものとする。

(計量)

第10条 脱水汚泥の計量の方法については、委託者と受託者があらかじめ協議して定めるものとする。

(業務管理)

第11条 受託者は、いかなる場合でも業務に必要な従業員などを確保し、当該業務に支障を来さないよう努めるとともに、従業員の労務管理、安全管理及び保健衛生管理等に十分注意を払うものとする。

(緊急事態発生時の処置)

第12条 受託者は、大雨、台風、地震等災害、重大事故等の緊急事態に備えて非常呼び出しに応じられる連絡体制を確立し、所要の人数を直ちに現場に配置し、応急処理その他適切な処理がとれるよう準備をするものとする。

(不測の事態の報告)

第13条 受託者は、業務の履行に当たり、車両や施設、設備の故障、事故等不測の事態が発生した場合には、直ちに委託者に報告するものとする。

(履行期間)

第14条 履行期間は令和 8年 7月10日から令和 9年 3月31日までとする。

(協議)

第15条 その他必要事項については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。